

防 災 計 画

多機能型事業所 くるみ園

(児童発達支援センターくるみ園)

(保育所等訪問事業くるみ園)

(放課後等デイサービス事業 みらい)

(児童発達支援事業 あんよ)

事業所内保育所 きらきらキッズ

(目的)

第1条 この計画は、児童福祉施設最低基準及び消防法第8条第1項の規定及び水防法第15条の3第1項及び土砂災害防止法第8条の2に基づき、多機能型事業所くるみ園・きらきらキッズにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、水害、土砂災害その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、多機能型事業所くるみ園・きらきらキッズに勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(施設管理者の責務)

第3条 本施設の統括責任者として、非常災害による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本計画に基づき職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

(施設の立地条件、周辺環境)

第4条 郷谷川（北側）、権現川（南側）が本施設の近隣を経由し、堀江湾に流れている。土砂災害及び浸水の危険地域には該当していない（別表1）

(予防管理組織)

第5条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は（別表2）のとおりとする。また各担当者が行う日常の任務は、次条に記載する。

(建物等の自主検査)

第6条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象	実施月日	検査対象	実施月日
建築物	廊下等	1月1回	火気使用設備
	防火区画	1月1回	電気設備
消防用設備等	1月1回		

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、管理者（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。

(職員等の遵守事項)

第7条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- (ア) 火気使用器具は使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- (イ) 厨房内は常に整理整頓し、フィルター等は定期的に清掃する。
- (ウ) 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- (ア) 建物の周囲に可燃物を置かない。
- (イ) 死角となる廊下、トイレ等に可燃物を置かない。
- (ウ) 物置、空室等の施錠を行う。
- (エ) トイレ、洗面所等の巡回を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- (ア) 廊下、階段、通路には、物品（いす、自動販売機等）を置かない。
- (イ) 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

(ウ) 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者に報告する。

(エ) 非難経路は、(別表3) の通りとする。

(消防用設備等の法定点検)

第8条 消防用設備等の機能を維持管理するために 上田消防建設株式会社に委託して次により法定点検を実施する。

2 消防用設備等の法定点検に関しては、六ヶ月に一回実施する。

3 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、管理者に報告し、改修を図らなければならない。

4 消防用設備等の法定点検の結果は、1年に1回消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第9条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

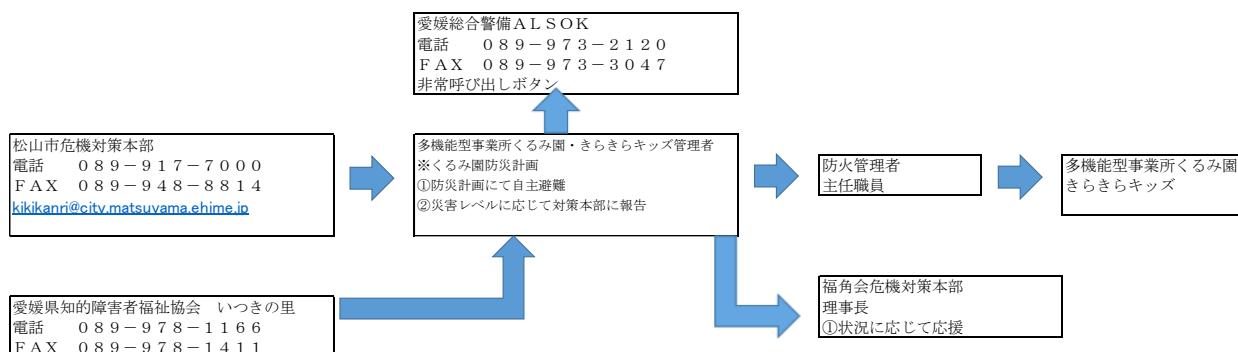
2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

(1) 自衛消防組織隊の組織 別表4

(2) 任務分担表 別表4

(防災・災害状況の受伝達、応援要請等)

第10条 松山市等からの情報（気象情報、土砂災害（河川の氾濫）警戒情報、警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（全員避難）



2 施設から松山市及び関係機関、関係団体、委託業者へ発信する情報（土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象や被災した際の被害情報等）



3 職員非常時連絡網（別表5）

※通信手段について、停電により電話やメール等の通常手段が通じない場合には携帯電話及びBIZシステムを主に活用する。

（災害に関する情報の入手方法）

第11条 気象情報、気象注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報

（1）テレビ・ラジオなどマスメディアの各種気象情報

（ア）気象状況ホームページ

（イ）愛媛県河川・砂防情報システム ⇒スタッフルームパソコンに常時掲示

（2）避難情報、防災情報

（ア）松山市の防災ウェブサイト、防災行政無線、広報者、松山市災害情報メール配信サービス

（イ）愛媛県防災ウェブサイト

（ウ）国土交通省防災情報提供センター

（エ）愛媛県河川・砂防情報システム

（オ）えひめ河川メール

（事業所の利用児に関する情報把握）

第12条 利用児個々の特性を十分に把握した上で、利用児の氏名（顔写真）、生年月日、服薬状況、家族の連絡先などの利用者情報を一覧にして整備し、非常時には持ち出し可能な状態で保管する。また、通常の利用については個人情報として厳重に取り扱う。また、緊急時についてはホームページを用い、家族に情報の発信を行うこととする。

（震災対策）

第13条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとともに、法人危機管理規程に基づき、利用者・職員等の怪我人の有無、施設の被害状況等、管理者より危機管理委員会に報告する。

（1）日常の地震対策

（ア）ロッカー等の転倒防止措置を行う。

（イ）窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

（ウ）火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。

（エ）危険物等の流出、漏えい措置を行う。

（オ）高所に置かれた重量物は低所に移動する。

（カ）震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

事業所での備蓄品については（別表6）に記載

（2）地震後の安全措置

（ア）火気使用設備・器具の直近にいる職員等は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

（イ）地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

（ウ）防火担当責任者は、火災第二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

(エ) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

(ア) 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

① テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

② 混乱防止を図るため、必要な情報は利用者等に知らせる。

(イ) 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

① 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

② 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

③ 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

(ウ) 避難誘導

避難誘導班は、利用者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

① 利用児等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

② 利用児等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

③ 利用児等を広域避難場所まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置（未歩行等の利用児には散歩車を使用）して行う。

広域避難所：松山市堀江小学校…経路①園舎前市道を西に約220m、所要時間：約3分 を基本とするが、状況に応じ経路②園舎裏農道を西に約220m、所要時間：約3分 をとる場合もあり。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒步とする。利用児の年齢に応じ避難車（散歩車）、ベビーカーを使用する。

(オ) 避難に必要な最低人員数は以下の通りする。

くるみ園（12名）みらい（3名）あんよ（3名）きらきらキッズ（6名）

（大雨・土砂・津波災害対策）

第14条 大雨・土砂・津波時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 情報収集と事業所との連携

(ア) テレビ、インターネット等（気象情報・松山市砂防情報等）による情報収集

(イ) ラジオによる情報収集

(ウ) 町内放送等（福角町）による情報収集

(2) 避難・誘導・報告等

(ア) 利用者等を安全な場所（くるみ園園舎2階等）へ避難、待機を開始する。

(イ) 職員は非常持ち出し袋等を携帯し活用する。

(ウ) 避難誘導の際には、利用者等への情緒面や転倒に配慮し誘導する。

(エ) 避難完了後、利用者の怪我等の確認、点呼を行い応援が到着するまで無理な行動は避けて利用者把握等に努める。

(オ) 大雨・土砂・津波の避難経路は「非常災害（風水害）対策計画」を参照。

(カ) 危機管理規程に基づき、利用者・職員等の怪我人の有無、施設の被害状況等、管理者より法人危機管理委員会に報告する。

(避難の判断)

第15条 避難準備の目安として以下を基準とする。

- (1) 1時間あたりの雨量が50mmおよび1日累加雨量が200mmになった。
- (2) 避難準備情報（下記※印参照）が発令された。

2 次に示す河川の氾濫等の前兆があった際には、松山市・各情報等を待つことなく、直ちに避難を開始する。

- (1) 施設管理者が判断することとなるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行うものとする。
- (2) 自主避難の判断（基準として）

【河川の氾濫】

災害危険地帯	避難開始の前兆現象
郷谷川・権現川	河川の水面が堤防より1m以下に達した際

3 松山市・気象台等からの情報に基づく対応。

※土砂災害（河川の氾濫）警戒情報、警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（全員避難）等が発令された場合や土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。

(教育訓練)

第16条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- (3) 火災予防上職員が遵守すべき事項について
 - (ア) 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
 - (イ) 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
 - (ウ) 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
 - (エ) その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、年12回実施する。（地震訓練の際に救出訓練を実施）

4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合はあらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により、また、その実施結果については「消防訓練実施結果報告書」により、それぞれ消防署長に報告する。

(消防機関等への報告、連絡)

第17条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導等の要請
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) その他防火管理上必要な事項
- (5) 関係機関連絡は緊急連絡一覧により連絡を行なう。（別表7）

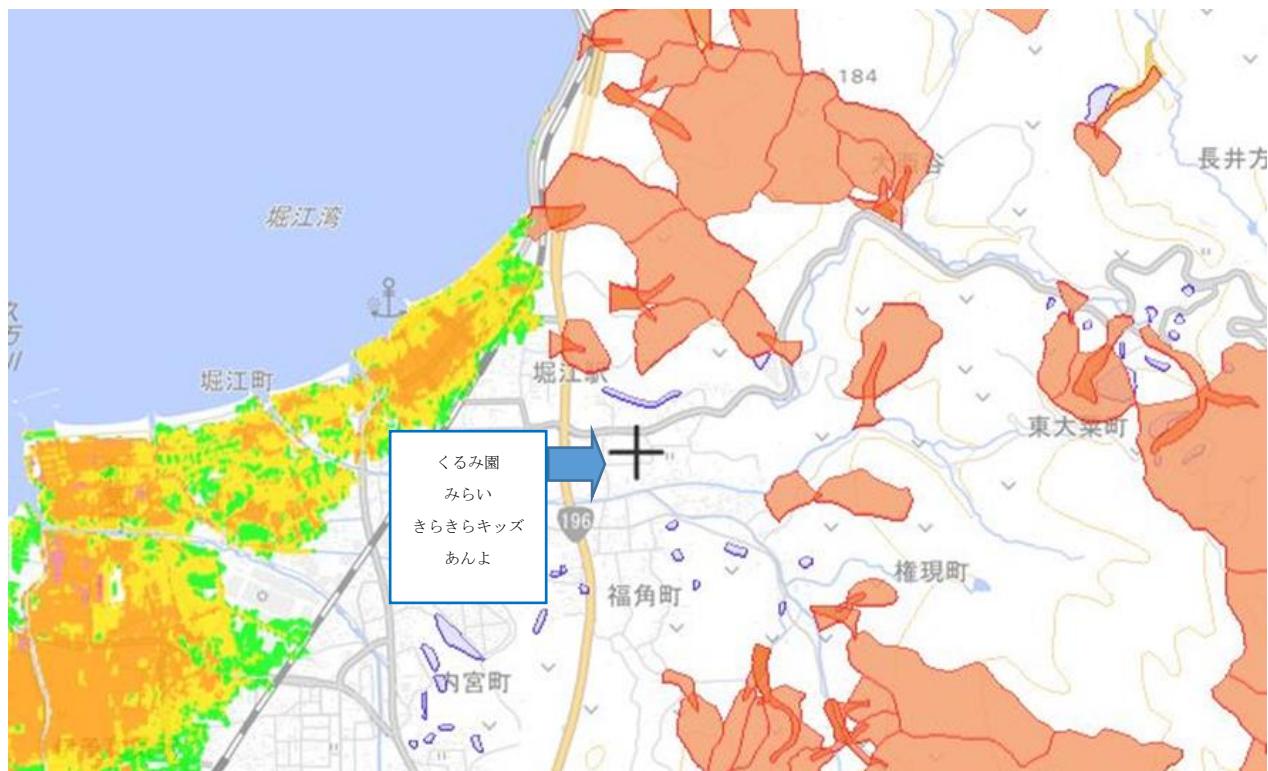
附 則

この計画は、平成30年 4月 1日から施行する。

令和1年10月 1日に一部変更する。

令和2年 4月 1日に一部変更する。

令和3年 5月 20日に一部変更する。



国土交通省ハザードマップより

- ・ 赤色………土砂崩落地域
- ・ 黄色・緑…高波による浸水地域
- ・ 河川の氾濫予想地域…該当地図内になし